



お問い合わせ先一覧

- 町役場
☎096-234-1111 (代表)
- 町教育委員会
(町生涯学習センター)
☎096-234-2447 (代表)
- 町総合保健福祉センター
☎096-235-8711
- 町水道管理センター
☎096-234-0755
- 町民センター
☎096-234-2459
- 町学校給食センター
☎096-234-0255
- 町老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
☎096-234-0423
- 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
☎096-282-0688
- 上益城消防署
☎096-282-1955
- 御船警察署
☎096-282-1110
- 上益城広域連合
☎096-237-2891
- 県上益城地域振興局
☎096-282-2111 (代表)
- 県御船保健所
☎096-282-0016
- 県庁
☎096-383-1111 (代表)

① お知らせ

「罹災(りさい)証明書」の申請は町税務課で受け付けます

「罹災(りさい)証明書」とは、地震によって居住する家屋などに被害を受けた場合に、その被害の程度を証明するもので、各種被災者支援策の適用時の判断材料や保険金の請求などに活用されるものです。

町では、申請に基づき家屋などの被害状況を調査し、損壊割合(程度)などを判定し、損壊程度を示した「罹災証明書」を発行します。

▼受付日時
平日・午前8時30分〜午後5時15分

▼受付場所
町税務課

▼申請に必要なもの
家屋などの被害状況の分かる写真、運転免許証などの本

人確認ができるもの、印かん ※家屋の居住者と申請者が同一世帯以外であれば委任状が必要です。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

(内線112)

☎ki8105@town.kosa.lg.jp

被災した車や家財などの「被災証明書」について

「被災証明書」とは、地震によつて車や家財などに被害を受けた場合に、その被害の状況を証明するものです。

町では、申請と被害の状況が写真により相違ないと認められた場合に、「被災証明書」を発行します。詳しくは、町税務課にお問い合わせください。

▼受付日時

平日・午前8時30分〜午後5時15分

▼受付場所

町税務課

▼申請に必要なもの

車や家財などの被害状況が分かる写真、運転免許証などの本人確認ができるもの、印かん

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

(内線112)

☎ki8105@town.kosa.lg.jp

被災した家屋などの固定資産税減免申請

被災納税者の固定資産税について、被害の程度に応じて減額または免除が受けられる場合があります。

所有する固定資産に災害により損害を受けた人で、税の減免を受けようとする人は、「固定資産税減免申請書」を町税務課に提出してください。

ただし、建物損害保険などの対象となる被害であっても、必ずしも税の減免が適用されるとは限りません。

また、減免にかかわらず家屋などを取り壊した場合は、町税務課までご連絡ください。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

(内線112)

☎ki8105@town.kosa.lg.jp

各種保険料、保育料、水道料などの減免について

後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料および水道料は、災害など特別な理由により保険料などを納めることが困難な場合に、申請に基づき減額や免除を受けられることがあります。

減免申請手続きには、町が発行する「罹災(りさい)証明書」が必要になります。

また、個人町民税および国民健康保険料については、災害などで住宅または家財に被害を受けた場合に、所得金額と損害金額の割合に応じて税額の減免が

日曜当番医

月日	当番医	電話番号
5月1日	荒瀬病院	☎096-234-1161
5月8日	谷田病院	☎096-234-1248
5月15日	桃崎整形外科	☎096-235-8111
5月22日	荒瀬病院	☎096-234-1161
5月29日	谷田病院	☎096-234-1248

町税などの滞納処分(3月分)

種別	件数・金額など
家宅捜索	0件
差し押さえ件数	1件
交付要求	1件
換価額	726,342円

ひとの動き (敬称略)

3月11日(金)～4月10日(日)

birth **お誕生おめでとう**

住所	氏名	性別	保護者
田口	山下 純平	男	祥 平一
大町	大村 樹	男	純 拓
下横田	和田 真愛	女	茂 文
岩下	向山 結	女	一 基
下横田	豊 紗	女	一 貴
船津	仲原 人	男	洋 次
府領	長野 咲	女	貴 郎

marriage **ご結婚おめでとう**

住所	氏名
安平市	山田 輝晃
熊本市	永田 貴子

夫 妻

condolence **お悔やみ申し上げます**

住所	氏名	年齢	世帯主
南三箇	井手 博幸	53	綾 子
南三箇	西坂 親	74	邦 子
府領	井手 元信	86	洋 一
津志田	草野 俊秀	93	ケイ子
田口	宮本 達実	66	美紀子
世持	山下マサ子	97	マサ子
上早川	藤崎ミエ子	87	正 治
豊内	豊田三津子	58	芳 伸
下横田	村田 俊文	74	峰 子
中横田	赤星 敏明	96	敏 明
上早川	野仲美生子	80	美生子
中山	西坂スミエ	78	直 臣
安平	山下 照子	83	光 一
田口	有田 保昌	81	信 子

data **甲佐町の人口・世帯数**

項目	数	増減
男	5,214	△39
女	5,814	△21
計	11,028	△60
世帯数	4,299	△5

平成28年3月31日現在

受けられることがあります。
減免申請についての詳しいことは、各担当課にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先
介護保険料と保育料
町福祉課
☎096-2334-1114
(内線142・143)

☎Klg207@town.kosa.lg.jp
☎Klg205@town.kosa.lg.jp
後期高齢者医療保険料
町住民生活課
☎096-2334-1113
(内線105)

☎Klg204@town.kosa.lg.jp
水道料
町水道管理センター
☎096-2334-0755

☎Klg114@town.kosa.lg.jp
個人町民税および国民健康保険税
町税務課
☎096-2334-1112
(内線115)

☎Klg105@town.kosa.lg.jp

**熊本地震による
応急仮設住宅について**

現在、町では熊本地震で住宅に深刻な被害を受けた人を対象として、応急仮設住宅の建設を準備中です。仮設住宅入居の申込受付につきましては、後日計画決定後にお知らせします。

▼入居できる人
熊本地震の影響で次のいずれかに該当し、自らの住宅を確保することができない人が対象です。

① 住家が全壊した人
② 住家が大きな損傷を受け、住宅を再建するまで仮住宅を必要とする人
入居期間は原則2年以内で家賃は無料です(光熱費などは入居者の負担になります)。

▼お問い合わせ先
町企画課
☎096-2334-1154
(内線231)

☎Klg104@town.kosa.lg.jp

**災害救助法などによる
被災者への各種支援について**

災害救助法による救助とは、国が地方公共団体や国民の協力の下に応急救助を実施するものです。通常の生活を営むことが困難な被災者に対し、衣食住をはじめとして教育、医療などの提供や危険な場所からの救出活動などを行います。

▼災害救助法による救助の種類

① 住宅の応急修理
住居が半壊の被害を受け居住できない場合で、応急的に修理すれば居住可能となり、所有者の資力が乏しい場合に必要最小限の修理を行います。

② 障害物の除去
土石などの障害物が住家またはその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている方に対し、町が業者などに委託して除去します。

③ 災害弔慰金など
自然災害により死亡した遺族に対し災害弔慰金を、精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行います。

④ 被災者生活再建支援制度
生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する制度です。

各種制度の適用については、住居の被災状況などによって判定されます。(申請には罹災(りさい)証明書が必要です) 詳しくは、町福祉課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先
町福祉課
☎096-2334-1114
(内線144)

☎Klg205@town.kosa.lg.jp

熊本地震に係る甲佐町への「義援金」を受け付けます

▶ 義援金の受け入れ口座
肥後銀行甲佐支店 普通預金 1344726
口座名義 甲佐町災害義援金 甲佐町長奥名克美

▶ 受け付け期間
・口座受け入れ 9月30日(金)まで
・現金書留郵便 6月30日(木)まで

※現金書留により義援金を支援いただく場合は、封筒に「救助用郵便」と記載すると書留郵便物の料金が免除されます。

▶ お問い合わせ先
町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線108)
☎Klg204@town.kosa.lg.jp